

家裁委員会議事概要

- 1 日 時 平成22年7月2日（金）14：00～16：00
- 2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
(委 員) 安西好子，今井理基夫，柴橋祐子，田渕 博，戸谷久子，中野康男，西島幸夫，保坂 亨，幕田英雄，安田純代（五十音順，敬称略）
(説明者) 大畑好司首席家庭裁判所調査官，黒木由久家事首席書記官，廣瀬一秀少年首席書記官
- 4 テーマ
家事調停事件について
- 5 議事
 - (1) 千葉家庭裁判所長あいさつ
委員会開催に当たり，西島幸夫千葉家庭裁判所長からあいさつがあった。
 - (2) 交代委員の紹介
前回委員会から本委員会までの間に交代があった委員について，中須賀亮子事務局長から紹介され，新委員のうち，出席した幕田委員，田渕委員からそれぞれあいさつがあった。
 - (3) テーマ「家事調停事件について」
 - ア テーマ設定について委員長から説明
 - イ 模擬調停
妻が夫に対し離婚を求めて申し立てた事案の第1回の調停期日において冒頭の調停委員から当事者双方に対する説明及びそれぞれから事情を聴取り問題点を把握し，面会交流，婚姻費用分担が当面の課題となるところまでの場面を職員が実演
 - ウ 調停事件についての解説

今井委員（家事部部総括判事）

離婚を巡る調停事件，調停委員の役割，調停事件の進行について
大畑首席家庭裁判所調査官

調停の進め方やその技法，技法習得のための調停委員の研修態勢

エ 調停室及び家族面接室見学

オ 主な協議（■委員長，●委員，▲説明者）

■ 委員長

事件数について補足すると，平成21年の家事調停事件新受件数は，千葉家裁全体で6640件，多い順に内訳を申し上げますと，本庁1789件，松戸支部1522件，市川出張所1253件で，あとは佐倉支部，八日市場支部，木更津支部の順となる。

まずはこれまでのご説明についてご質問があればお答えしたい。

● 委員

不適格者は解任されるという説明があったが，どのような場合か。

■ 委員長

例えば交通事故を起こした場合，軽微な物損事故であれば別だが，人身事故となると不適格となろう。解任ということではなく，他の用で忙しくなり辞任される方もいる。

▲ 説明者

調停委員の技法習得のための研修について補足する。

調停委員は短時間で必要な質問をして事案を見極め，解決すべき事項について優先順位を付ける必要がある。第1回目から本論の離婚についてやると進まない場合もある。当面解決すべきものを見極めることが大事である。

また，調停委員には事情聴取時におけるフィードバックの技術により信頼関係を醸成することが求められる。

研修としては、初任者については、新任の1年間に2回ほど1日行程の研修が行われるほか、先輩調停委員の調停に同席して勉強することを数件行い、1年後にまとめの意味で座談会を行う。このほか、年3回ほど研究会や研修会を実施している。予算上の制限もあるが、当庁ではなるべくオープンに参加を呼び掛けている。研修等の内容に関しては、講義、班別討議、ケース研究などバリエーションをもたせている。以上の裁判所で行う研修等のほかにも、調停協会が年間計画を立てて毎月1回程度研修会を開いており、外部講師のほか、裁判官が講師に招かれることもある。

■ 委員長

調停委員の数は、千葉家裁全体で401名、うち本庁が108名である。男女半々を目指しているが、現在の男女比は全体で57%対43%、本庁では6対4となっている。

調停委員に求められる資質としてこういう点が必要ではないかと思われる点、あるいはこういう知識経験が必要なのではないかという点について御意見を賜りたい。

● 委員

女性サポートセンターで仕事をしていたことから、調停委員を対象にした研修でDV事案の対応についてお話する機会を得たことがある。社会性が乏しい女性には、はきはき話せない方が多く、こういう方は、口ごもったりして、自分の意見をきちんと伝えられない。DVの被害者には、やりとりが難しい方がおり、1回目はあまり語ってくれない。2回目ですらようやく心の準備ができ、次に話ができるようになってほしい。調停委員の男女比については、男女共同参画の観点から男女比6：4はバランスが取れているとは思いますが、調停委員の中には、女性に対する意識の点で、家のことをちゃんとやらないから叩かれるなど、女性を

非難することを言う方や、企業戦士はストレスが溜まっているから当たっても仕方がないと言う方がいたので、今後も男女共同参画について話すチャンスがあると助かる。

■ 委員長

話を聞き出す技術も大切だが、今、御指摘のあった男性女性の社会的地位についての偏った認識があるとすれば、当事者からすると話しても無駄という気持ちにさせるものであり、改めるべきものとする。また、DV事案の被害者について配慮すべき点はおっしゃるとおりだと思う。

調停委員の資質の向上という課題について、御意見を伺いたい。

● 委員

模擬調停を見ていて、なかなかああいう風にすらすら話が出る場合は少ないのではないかと思った。古い考えかもしれないが、調停委員として男性より女性の方が女性に対して心を割って話ができるのではないかと思った。

● 委員

基本的にまず当事者から信頼されないと本当の気持ちを発言していただけない。初対面でいかに信頼関係ができるかが大切だが、男女問わず緊張して見えるので、病気の治療と同様にいろいろな形の処方が必要である。調停は話し合いで解決する場であり、模擬のようには行かなくても、何を置いても話していただけないと始まらない。幸いなことに家事調停では調停委員は通常男女のペアで対応する。話術であったり、人間性を表に出して安心感を与えたりと、うまい関係を作るため目一杯苦慮している。調停委員の課題でもあり、研修の大きな目的でもある。

● 委員

一般の方からすると、裁判所の庁舎に入ることすら圧迫感、緊張感を感じる。話し合いができないから裁判所に来たのに、建物に入っただけで気

圧されるのでは、調停の席でもスムーズに言えないと思う。

● 委員

いらっしゃるまでの経路はどういう経路か。直接来る方もいると思う。入りにくさは信頼感とつながる。どういう経路でどの位こられるのかと思う。

▲ 説明者

市の相談はじめ弁護士会や調停協会などいろいろな所の相談等で調停制度があることを教わって見えることもあると思うし、個人に聞いてきた方もいるだろう。知っている方は直接来られる。

● 委員

一般の人が入りやすい雰囲気について、京都家裁の庁舎を見たことがあるが、こういうところだと入りやすいかなという感じがした。裁判所らしくない建物だ。

■ 委員長

京都のように地裁、家裁で建物が別のところもあるが、千葉では庁の規模などから同じ建物の中に入っているのだと思う。入りやすい雰囲気を作る必要があることは御指摘のとおりだと思う。家事手続案内ということで毎日相談を受けているが、そこに迷いながら来て申立てをされるケースも多い。

▲ 説明者

家事手続案内には、平均すれば1日50～60人見えている。

● 委員

DV事案で、市民相談等の1次相談で教えられて来られることがある。

■ 委員長

調停委員は当事者の話を聞いてもらい信頼関係を作ってもらうため、誠実さ、柔軟さが必要である。常識的にどうかと思うような話をする人

に対しても、それを否定しては話が進まないのです、受け入れなければならぬ。そのほか調整能力、コミュニケーション能力など、要求される所は多い。

● 委員

レアケースだとは思いますが、最近、離婚、家事事件がらみの当事者で逆恨みなのか相手方に対するフラストレーションを調停委員や審判官につけてくる者もいると聞く。どういうきっかけで向かってくるのか分からないが、調停の進め方の工夫でフラストレーションが向かってこないテクニックはあるのか。それを調停委員になった早い段階で研修等に組み込んでいるのか。また、危険なケースはどう把握するのか。

▲ 説明者

申立人から、申立てのときに、それまでの話し合いがどんな様子か、暴力をふるう心配があるのかを聞く。場合により調査官が最初から立ち会うこともある。いきなり向かってくることは少ない。最初に話を聞いて、穏やかに持って行く。

DV事件など、暴力行為が予想される時は、調停室の階を分けるとか呼び出す時間を変えて一方が帰ったあとに他方を呼ぶとか、顔を合わせないように通常と異なる経路を通って帰ってもらうとか、様々な工夫をしている。

● 委員

DV事案や精神的に安定していないケース、相手方が暴力行為に及ぶ可能性があることが事件記録を見て分かる場合は前もって準備するが、それでも、机をばんばん叩いて何で呼び付けたんだと怒鳴り出すような予想外の事態もある。書記官や調査官を呼ぶとかえってエスカレートしそうなときは、できるだけ落ち着かせる形を取る。調停委員としては心の準備ができていますのでなんとか対応し、大げさにしないようにする。

いろいろなケースがあるので、ケースバイケースであるが、女性調停委員にはドアに近い側に座ってもらうなど、万一の場合の対処が可能なように、臨機応変に対応している。

● 委員

弁護士は相手方だが、裁判官、調停委員、調査官は中立で逆恨みの対象とならないのではないか。

▲ 説明者

交互に事情を聴き、相手方の話を伝えるわけだが、そのまま聞いてくれる方もいれば、被害意識を持って素直に聞いてくれない人もいてトラブルになることがある。双方に代理人がいるときには、代理人同士を同席してもらって何とか調整を図るなど工夫している。

■ 委員長

調停委員の経験は先輩から後輩に引き継がれている。調停協会のほうからご紹介いただきたい。

● 委員

調停協会は本庁のある千葉に民事、家事の各調停協会、各支部に対応した調停協会がそれぞれあり、その上に県調停協会連合会がある。研修は3種類ある。秋口に各協会持ち回りで開催する県調停協会連合会総会における記念講演、分科会があるほか、日常の研修は各地区の調停協会が個別にやっている。千葉家事調停協会では年10回行っており、そのうち5回は裁判所と連携しており、3回は裁判官からケースの話、2回は裁判所と協会との座談会や書記官との意見交換、残りの5回は協会独自で、外部講師を招き、弁護士による事例研究やいろいろな事例を共有化するケーススタディを年2回、小グループでのミニ研修、経験者に前に出て発表してもらう意見交換などであるが、社会経済生活環境の激変に応じるためには多岐にわたる研修が必要となる。このため研修委員会

を組織している。

■ 委員長

調停協会主催の研修と裁判所主催の研修があるが、調停委員は約400人おり、皆が参加して研修の実を挙げるのは容易ではない。この点、ほかの制度ではどのようになっているか参考にお伺いしたい。

● 委員

一般の人から選んで委託する保護司という制度がある。法務省の保護観察所が管轄しているが、私はその選考会の委員になっているので、保護司について御紹介する。

千葉県の保護司は1350人おり、家事調停委員の3倍以上になる。保護司の仕事は、罪を犯して刑務所に服役後釈放になった者、執行猶予保護観察中の者、少年で保護観察の処分を受けた者を対象に保護観察所が再犯防止と更生を民間の保護司と連携して面談、生活指導し、再犯を起ささないよう更生を図ることである。保護司は現在刑務所に入っている者のところまで行き、面談し、親元に戻すとか、就職先を見つけたりした上で釈放を迎える。仕事の内容も高度化している。

地域別で見ると、千葉県下の保護司協会は25あり、それぞれごとに研修をしている。全員をカバーして年5回先輩との経験、交流や事例研究を行う。新任時の保護司研修が一番大事である。年60～70人の新任者がいるが、保護観察所が中心となって、面接の心構え、カウンセリング、こういう場合は保護観察所に応援を頼んで欲しいというような注意事項を伝える。2年目の前に1次研修、4年目の前に2次研修として、先輩の経験談を踏まえて座談会、ケース研究、うまくいった事例など、それから特別研修としてその時々テーマに合ったもの、例えば平成21年は就労支援、県福祉ハローワークと連携するやり方を組み込んだ。これらはできるだけ座学でなく先輩の話を入れており、更生ホーム等施

設の中を見ながらの研修もある。さきほどの調停委員の研修を聞いて、同じようなことをやっているなという印象を持った。

● 委員

民生委員，児童委員は任期3年，70～300人位担当する。法定研修は地区の会長が受け，それが会員に下りていく。2期以上(中堅)研修は平成21年で6回，千葉県下で約7300名いるうちの1799名が参加した。その他，千葉市でもやっており2000名以上参加している。

今年は入れ替えが少なかったので新任研修は少なかったが，来年以降は法改正で手厚くやる必要がある。毎年15回やらないと行けない。

自主研修として，みなさん資質向上のため自己研鑽をしておられるので，望む研修をやろうと企画し，平成21年度には傾聴技法について実施した。民生委員のみなさんは活発で元気な方が多いので先に言ってしまいがちだが，そうではなく受け止める傾聴をと呼びかけた。このほか，精神障害者に特化した対応研修をしたり，法律が変わるとそれに対応する研修をしたりしている。

● 委員

家裁委員になったからこそこんなにも開かれている家裁ということが分かったが，まだまだ世間一般に裁判所，警察，税務署にはなじめない人が多い。もっとPRが必要だ。どういう方法にせよ，建物はできてしまっているから替えられないので，こんなにも開かれたあたたかい気持ちでいると広く住民にPRすべきではないか。

■ 委員長

毎年25万組の離婚のうち調停離婚は1割であり，残りの9割が適切に解決されているか心配である。御指摘のとおり調停制度のPRはもっと必要だ。

御意見をもっと伺いたかったが時間が来たのでここまでにしたい。

6 次回のテーマについて

委員長が少年事件について取り上げることを提案し，全員異議なく決定した。

以 上